

優生保護法違憲訴訟判決を受けて

2020年6月30日

東京優生保護法被害弁護団

本日、東京地裁民事第14部は、原告である北三郎さん（仮名・77歳）の請求を棄却するとの判決を言い渡しました。

判決は、「憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対して保護されるべきことを規定しているものであり、実子をもつかどうかについて意思決定をすることは、当然、同条により保護されるべき私生活上の自由当たるものと解される。」「本件優生手術は、少なくともこのように憲法で保護された原告の自由を侵害するものといえる」として、強制不妊手術の違憲性、国による人権侵害自体は認めました。

しかしながら、判決は、昭和63年頃までには、優生条項の問題点は社会的に理解され得る状況にあったといえ、その時点での提訴が社会通念上極めて困難であったとまでは認められず、どんなに遅くとも、平成8年改正時点において、提訴が困難な状況にあったとは認められないと判断しました。その上で、判決は、除斥期間の起算点を遅らせる余地があるとしても、その時期は、せいぜい昭和60年代、どんなに遅くとも優生保護法が母体保護法に改正された平成8年6月18日の時点までとしました。

北さんは、14歳のとき、何の説明もないまま不妊手術を受けさせられました。北さんは、平成30(2018)年1月30日、仙台で佐藤由美さん（仮名）が裁判を起こしたという報道をみたとき、初めて、自分が受けさせられた不妊手術が国によって行われたものであることを知ったのです。この間、国は強制不妊手術は合法であったと弁解し続け、調査も行わず、被害の実態を隠蔽しようとしてきました。

しかも、北さんが受けた被害は、国によって劣等・不良のレッテルを貼られ、生殖機能を奪われたというもので、妻にすら打ち明けられなかった「秘すべき事実」でした。

このような被害事実について、北さんが、訴訟を提起し、公にすることは、北さんにとっては自ら進んで二次被害を受けるようなものであり、より早い時点で訴訟を提起することは、到底考えられないことでした。優生保護法の下で、2万5000人もの人たちが強制不妊手術の被害を受けましたが、これまで、訴訟を提起したのは、北さんを含め、全国でわずか24名です。強制不妊手術を推し進めてきた国の政策がいかに卑劣であったかを物語っています。

北さんの被害回復を受ける権利が除斥期間により消滅するという法理は、国が積極的に国民の人権を蹂躪した本件に適用されるべきではありません。本件は、前例のない国家の犯罪行為ともいべき事案であって、司法は先例にとらわれることなく、本件の本質を見極め、最も適切な法理を導き出すべき責務を負っていましたが、その責務を放棄したのです。

また、判決は、国による優生手術の被害者の被害回復のための措置をとらなかった不作為の違法性も認めませんでした。判決は、厚生労働大臣についても国会についても、平成8年の優生条項撤廃のほかに、被害回復措置をとるべき法的義務はなかったと判断しました。判決は、平成8年に障害者差別を認め、優生保護法を改正した国の対応を評価していますが、これまで長年にわたり国家賠償請求をした者が一人もいなかった事実から容易に理解される通り、国家賠償とは別の特別立法なくして、被害者救済は到底図ることはできませんでした。判決は、被害者救済の視

点を致命的に欠如しているというほかありません。

北さんは、司法こそ、存在価値を否定された被害者の悲痛な叫びに応えてくれるものと信じ、意を決して提訴に踏み切りましたが、今回の判決により、またも国家機関に裏切られました。

弁護団は、この不当判決に対して控訴し、全国の弁護団と共同して優生保護法被害者の完全なる被害回復に向けて全力を尽くす所存です。